

次世代自動車導入促進事業補助金申請手続きの流れと申請書類

1. 次世代自動車の
導入完了

- ①自動車検査証に記載してある初年度登録年月
- ②当該購入費の支払い完了日
(分割払の場合は、契約締結日)
- ①、②のいずれか遅い日から180日以内に申請

《提出書類》

【共通】

- ①次世代自動車導入促進事業補助金交付申請書兼事業実績報告書(様式第1号)
- ②収支決算書(様式第2号)
- ③暴力団員等でない旨の誓約書(様式第3号)
- ④対象の次世代自動車の自動車検査証の写し
- ⑤市税の完納証明書 ※発効日から3カ月以内のもの
※納税証明書ではありませんので、ご注意ください。
- ⑥次世代自動車の購入費が分かる書類の写し
- ⑦補助金の振込先金融機関の通帳等の写し

【申請者が市民の場合】

- ⑧現住所の記載がある本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

【申請者が事業者の場合】

- ⑨商業登記簿謄本、または現在事項(履歴事項)全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの

【申請者がリース事業者の場合】

- ⑩貸与料金の算定根拠明細書(様式第4号)
- ⑪賃貸借(リース)契約書の写し
- ⑫市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し
- ⑬商業登記簿謄本または現在事項(履歴事項)全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの

2. 市へ申請

3. 市で受理、
審査後交付決定

「補助金交付決定通知書」を市から申請者へ送付

4. 市へ
交付請求

<提出書類>

- ⑭補助金交付請求書(様式第6号)

5. 申請者へ
補助金振込

請求書の受理から、およそ1か月後に補助金振込